

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年2月15日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

参加者等

司会者 金子 武志 (千葉地方裁判所刑事第2部部総括判事)

裁判官 中尾 佳久 (千葉地方裁判所刑事第2部判事)

検察官 嶋村 勲 (千葉地方検察庁検事)

検察官 金井 洋明 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 金城 未来彦 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 岡山 国香 (千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 男

裁判員経験者2番 男

裁判員経験者3番 女

裁判員経験者4番 女

裁判員経験者5番 男

裁判員経験者6番 女

裁判員経験者7番 男

裁判員経験者8番 女

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは、本日は皆さん、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。これから、裁判員を経験された皆様との意見交換会を始めさせていただきます。

私は千葉地裁の刑事第2部で裁判長を務めさせていただいております金子と申します。よろしくお願いいたします。

裁判官生活自体はもう27年目で今年の4月に千葉に参りましたが、千葉に参るまでの4年間で直接裁判をしない仕事をしていたものですから、裁判員裁判の経験と申しましても千葉に来てからの約半年ちょっとの8件ほどということになります。

余り経験のないときには、まず、裁判の始まる前にどんなことを説明したらいいのかなとか、どんな評議になるのかなということをいろいろ想像しながら準備をして裁判を進め、1件終わるたびに何か反省点がないかなということで改善しながらやってきております。そんな形ですので、私にとっては皆様からの意見というのは非常に貴重なものになるというふうに思っております。

それと、これは千葉の特徴でもあるんですが、私が経験した8件のうちの半分以上の5件が覚せい剤の密輸入事件ということで、その中には事実関係を争っているものも、それから、量刑が争点のものも、あと、外国人のものも日本人のものもございましたので、そういった意味では、本日お集まりいただいた皆様とは非常に共通の経験をしておりますので、非常に有益な意見交換ができるのではないかなというふうに感じております。皆様にもぜひ活発な御意見の方をよろしくお願いいたしますと思っております。

では、引き続き、中尾さんから、よろしくお願いいたします。

【裁判官中尾】 どうも今日はありがとうございます。司会の金子部長と

同じ部にいます，刑事第2部の裁判官の中尾と申します。

私は裁判官になって今度の3月までで丸17年，千葉に来てから丸3年になりまして，ずっと裁判員裁判の担当をしてきました。これまでの件数は，ちょっと数えてないんですけど40件は超えているぐらいの経験数になります。

今日，覚せい剤の密輸入というテーマで，これまで密輸入，たくさん裁判をやってきたんですけども，まだ四十数件ですが麻痺ということじゃないんですけど，何回も同じような事件をやっていると，だんだんと考え方が固まってきちゃって，いろんな視点でものを見れなくなっているんじゃないかという，そういうふうな懸念と心配を少し持っております。

今日はそういったこともあるので，いろいろな意見を，悪いところと良いところの両方を聞いて，今後の執務に役立てていければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】 それでは，検察官から，よろしいでしょうか。

【検察官嶋村】 千葉の検察庁で公判部の検事をしております嶋村と申します。よろしくお願いいたします。

私も中尾裁判官と同じく，検事になってから17年が経とうとしているところですが，裁判員制度が始まってまだ3年ぐらいの制度ですので，私自身も去年の4月にこの千葉の検察庁に来て，初めて裁判員裁判というのを経験しました。

その前に，普通の裁判員裁判でない裁判は多数ありましたけれども，やはり裁判員裁判というのが始まるということで，これまでは継続して同じ裁判官の部に配属になって裁判をやっていたんですけど，毎回その裁判を担当される方が違うということで，しかも，お一人お一人全く出自の違う，いろいろな考え方をお持ちの方だったりするので，やはりなかなか共通した分かりやすい説明というところを考えると，考えれば考えるほど何か難しいなという

ふうになってきまして、やはり1回1回手探りで、あれは分かりにくかった
だろうとか、分かりやすかったらどうかというふうに反省しながら、何と
かやっていっているというのが現状です。

ですから、先ほど裁判官からも出ましたけど、やはり1回やって、とりあ
えず何となくうまくいったかなというふうに思っても、だんだん慣れていく
と、今まで説明していたようなことも何か逆にちょっと省略してしまったり
とかそういうこともあり、やはりいろんな違う裁判を経験された裁判員の方
が今日いらしていただいているので、それぞれの思われたことなど、率直に
忌憚のない御意見を頂ければ大変参考になりますので、どうぞよろしく願
いいたします。

【検察官金井】 千葉地方検察庁の公判部の検事の金井と申します。よろ
しく申し上げます。

現在9年目の検事でございます。千葉には平成24年の4月に来たんで
すが、その前は九州の方で検察官をやっています。そのときから裁判員裁
判を担当してまして、現在15件ぐらい担当しています。

やはり、1回1回それぞれ事件も違いまして、それぞれ裁判員の方のいわ
ゆる補充質問などを聞いていて、はっとさせられることとか、ああ、こうい
う視点もあるんだな、ということを感じかされることが毎回ございます。

今回もぜひ忌憚のない御意見をいただいて、今後の執務に役立てていき
たいと思いますので、どうぞよろしく願います。

【弁護士金城】 千葉県弁護士会に所属しております弁護士の金城と申し
ます。よろしく願います。

私は、弁護士に登録しまして、この4月でちょうど丸13年という経歴を
持っております。刑事事件にそれなりに興味を持って弁護士になったもので
すから、この裁判員裁判の制度が始まる前からある程度の刑事事件の件数を
経験をしてきました。

先ほど、司会の金子裁判官からもお話がありましたように、この千葉県で刑事弁護を扱っていますと、今回テーマとなっているこの覚せい剤の密輸事件というのはそれなりに経験をせざるを得ないというような状況にありまして、実際、裁判官だけの裁判での覚せい剤の密輸事件の経験も何件かございます。

そういった意味では、今回、裁判員裁判という市民の皆さんが参加をされてこの覚せい剤の密輸事件、ともすると、余りなじみがないのではないかなんて、私、ちょっと思ったことがあるんですが、そういった事件に携われた皆さんの御感想とか御経験、御意見というものをそこは非常に興味を持っておりますので、ぜひいろんなお話を伺いたいと思ひまして、私自身、とても今日の意見交換会を楽しみにしております。

裁判員裁判の経験は、弁護士経験が二桁に行っているんですけども、件数自体は、今数えましたら、今ちょうどやっているものも合わせてまだ8件です。今後の裁判員裁判の弁護活動にも活用させていただければと思ひて来ております。

よろしく願ひいたします。

【弁護士岡山】 弁護士の岡山と申します。

経験は、まだ6年目です。ただ、裁判員裁判の経験件数を見ますと、恐らく、ちょっと数えたことはないんですけど十二、三件で、今担当しているのが2件ございます。来月の4月にも覚せい剤の輸入、しかも、外国人の公判が控えておりますので、ぜひ皆さんから御意見を聞いた上で、自分の裁判に生かしていきたいです。弁護士会にフィードバックした上で、なおかつ、弁護活動ができるような形でこの会を生かせればと思ひておりますので、何とぞよろしく願ひいたします。

【司会者】 どうもありがとうございました。

それでは、1番の方から順番に簡単な自己紹介と、話題事項はまた後ほど

ございますので、一番強く印象に感じたような全体的な感想などを一言付け加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【1番】 自己紹介といっても何を言っているのかちょっとよく分からないんですけど、私が裁判員として参加させていただいたのは一昨年になります。裁判とは関係ないですけど、私自身のことということで、裁判員に参加させていただいたとき、やはり同じように自己紹介を最初にさせていただいて、そのときにちょっとダイエットを目指してウォーキングとランニングを始めました、なんていう話をさせていただきましたが、その後、ちょっと自慢させていただきますと、10キロ減らすことができました、今現在もりバウンドなしで過ごさせていただいているという状況です。

裁判員の全体的な感想ということなんですけども、最初はやはりちょっとやっかいなものがちょっと来ちゃったな、というような感想を持ったんですけども、実際、最終的には参加させていただいてよかったなという感想を持って終わらせていただきました。

今回、意見交換会ということで、また参加させていただくことになったんですけども、他の経験された方がどういった感想を持ったのかなというところも、今日、興味を持って参加させていただいております。

本日は、よろしくお願いいたします。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、2番の方、よろしくお願いいたします。

【2番】 全体的な感想ということなんですが、当初、覚せい剤ということで全く雲をつかむような話だったんですが、どこからどうやって話が展開していくんだろうというところに私自身は関心を持っていて、裁判官の方が3名おられまして、その方が非常にうまく方向付けをさせていただいて、我々はそれに沿って行ったということで、こうやって裁判員裁判というのは成り立っていくんだなということそのとき初めて納得したというか、これだっ

たらうまくいきそうな感じはするな，ということを最初の感想として持っておりました。

結果的には，非常に満足のいくような結果になったと個人的には思っております。

【司会者】 ありがとうございます。その辺りの分かりやすさの観点もまた後ほど話題になると思いますので，お願いいたします。

では，3番の方，お願いいたします。

【3番】 私，一昨年（2019年）の11月に裁判員裁判に参加させていただいたんですけど，私は実は年齢が大変高くて，77歳なんですけど，こんな年齢の者が選ばれるとは夢にも思っておりませんでした。しかも，ほとんど主婦業でしたので，本当に驚いたんですけど，生来，好奇心が強いものですから，ぜひ参加させていただきたいと思って参加させていただきました。

裁判は，やはり覚せい剤だったんですけど，初めて覚せい剤というのを知りましたし，それがどのようにして密輸されているのか，いろんなことに初めて接しまして，大変有意義な経験をさせていただいたと思って，とても感謝しております。

【司会者】 ありがとうございます。

では，4番の方，お願いいたします。

【4番】 派遣社員をしているんですけども，ちょうど今回経験させていただいたときというのは去年の3月で，派遣のちょうど契約の区切りでちょうどいいタイミングで，後任の人と引継ぎをしている最中だったので，仕事もお休みさせていただきやすくて，参加することができました。派遣会社の方も，こういうことに参加するということで，制度がちゃんとあって，有給を使わせていただけるようなシステムがあって，また，職場の方も理解があったので，すごく参加しやすい環境でした。

この裁判員の前にも，ちょっと裁判には興味があって，裁判の方を傍聴さ

せていただいたことがあったんですけれども、その際の検事の方とか、また、弁護士の方のやり取りよりも、今回の裁判員裁判の中での説明がとてもすごく分かりやすいお話で、本当にすごく御苦労されたというか、何かすごく理解させていただけるような言葉を使ってというか選んでいただいて進行していただいたんだな、ということを感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

では、5番の方、お願いいたします。

【5番】 長年勤めていました会社の方は一旦辞めまして、今は技術系の専任職員ということでサラリーマンをやっております。

最初に選ばれて覚せい剤の裁判ということで、裁判といいますと被告、被害者、刃傷沙汰、そういうのを連想するもんですから、覚せい剤についての裁判って一体何を争うのかなと、そういう裁判の中身というのが全く分かりませんで、徐々に、裁判長以下2名の裁判官の方の指導の下に、徐々に、あ、覚せい剤の裁判はこういうふうにしてやっていくんだなということが、今回初めて分かりまして、こういうことに関わっている方も非常に多くて、ほとんど余りそういうことに興味がなかったんですけれども、テレビのドラマとか映画ではほとんどが殺人とかそういう裁判みたいなものですので、いい意味で新鮮な感じで裁判をやらせていただきました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、6番の方、お願いいたします。

【6番】 去年の10月に経験させていただいたのですが、最初はやはり知らない人たちばかりで、余り意見も出ないかなとは思いましたが、だんだんやっていくうちに、皆さん、やはり、どういう量刑にするかというのを真剣に、どのようにこの人が反省してほしいかというか、真剣に話し合っていくうちに、皆さんすごい活発な意見を出していただいて、私もそんな、主婦ですので、そういう経験もないし、テレビドラマでしか裁判のこととか知ら

なかったので、ちょっとずれたような意見も言ったかもしれないんですけども、裁判官の方がうまくまとめていただいて、本当に今までの人生何十年かの間の中で、何ていうかもうすごい力を入れたというか、重厚な時間を頂いたなというような感じがしました。

ただ、その間、やはり子供が小さかったので、ちょっと途中で具合が悪くなって学校を休むとかいろいろあって、途中でやはりリタイアしようかなとは思ったんですけども、やはりこの貴重な経験はもう絶対ないと思いましたので、主人にも協力してもらい、子供にも励まされ、私の中ではすごいいい経験ができたと思いました。

【司会者】 どうもありがとうございます。最後のところは、これから裁判員になる方へのメッセージでもありますので、お子様の話などもしていただけるとありがたいと思います。

では、7番の方、お願いいたします。

【7番】 当日来まして、選任されるかどうか、40人ぐらい来てたんですけども、仕事をキャンセルして来たもんですから、何としてでも来たからには選任してほしいなという気持ちがありました。

それで、覚せい剤ということだったんですけども、てっきり裁判員裁判だからもっと血生臭い事件を担当するんじゃないかなとも思ったんですけども、外国のことなんで事情は分かるかどうか分かんないしどうかな、と思いながらも、やっぱりやるからには何としてでも選任してもらって、私なりの意見を言って、それでいい量刑が決まればと思いました。

こういう貴重な経験をさせていただきまして、本当にありがとうございます。

【司会者】 どうもありがとうございます。後ほど、担当事件が覚せい剤密輸入事案と知ったときの感想とか、その辺りのお話も頂ければと思いますので、ぜひお願いいたします。

最後に，8番の方，お願いいたします。

【8番】 私は約30年ほどサービス業で販売をやっておりまして，今の自分の立場とそういう事件に関することとは，もう全然かけ離れた世界だと思っておりました。

今回，こういうお話を頂いて，私もちょっとした経験とか，いろいろお勉強させていただけるんだなという思いで出席させていただきました。おかげで，裁判長のお話や説明も分かりやすく，自分とは全然関係のない密輸とか覚せい剤というものがどういうものなのかよく分かりました。

私自身も，これから自分が生きていく上で，こういうことはやっちゃいけないんだという正義感とか，そういうものも改めて思い知らされたという感じでございます。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは，まず最初に担当事件が覚せい剤密輸事案と知ったときの感想ということで，ちょっと話題も出ましたが，皆さんが今まで覚せい剤の密輸入事件というものについてどれぐらいのイメージとか知識をお持ちで，実際，選任手続に来てみて驚いたのか，更に言えば，今まで知らなかったことが結構分かるようになったという話もございましたが，これまでの経験と，選任手続でそういう事件だと分かったときの率直な感想などをお聞きさせていただければと思います。

【1番】 覚せい剤密輸事件の担当になる，今回そういう裁判になりますと聞いたときは，ニュースとかでは覚せい剤の密輸とかいろいろ聞きはするんですけど，身近にある話じゃなかったんで，正直，何か雲をつかむような話で，どういう裁判になるのかなというところは，やはりちょっと戸惑いがありました。

ただ，裁判をやっていく中で，裁判官の方々に分かりやすく説明していただきましたんで，その辺は非常に疑問だったところも解けていきながら，自

分も忌憚のない意見を言いながら、進めることができたと思っています。

あとは、もしかしたら関係ないですけども、殺人とか、そういうものでなくてよかったなというのは率直に思いました。

【司会者】 やはり殺人とか、そういうやや生命に関わるような血生臭いものは何か嫌だなという感じですか。

【1番】 やはりそちらの方が何となく、イメージ的なものですけども、凶器の絵を見せられたりとか、何かそういった血生臭い現場の写真が出てきたりとか、そういったのを実際見なきゃいけないのかなとか、そういったことも選ばれたときに思ったものですから。実際それでなくてよかったかな、とちょっと思いました。

【司会者】 裁判をする上での何か心理的な負担というと、やっぱりそういうものがまず最初に頭に浮かぶような感じですかね。

【1番】 そうですね。

【司会者】 分かりました。

引き続きまして、2番の方も先ほどは覚せい剤が雲をつかむような話だということから始まったと思うんですが、その辺り、いかがでしょうかね。いわゆる選任手続の前までは、やっぱり余りなじみのない事件でしょうかね。

【2番】 まず、覚せい剤というもののイメージが全然つかめなかったんですね。まず、固体なのか液体なのか、一体どんな形状をしているのか。あるいは、あへんともいうし、大麻ともいうし、昔はヒロポンとかいったし、一体何なんだろうということで、後で現物をごそって出たときに、あ、これかというので、初めてそこで分かったという。イメージが本当につかめなかったというのが正直、一番最初の感想ですね。

【司会者】 そのような事件を担当するというのは、どちらかという分りにくいんじゃないかというか、大丈夫だろうかという不安の方がやはり大きかったですかね、事件としては。

【2番】 殺人だとか血生臭いそういうものではないかと自分では憂鬱な気持ちだったんですけども、逆にそうでなくてよかったなというのが私の気持ちです。

【司会者】 分かりました。

では、3番の方から、もしその辺、何かございましたら、お願いいたします。

【3番】 全く同じようなことなんですけど、覚せい剤という認識がまず身近に全然なかったもんですから、実感が湧かないというか、覚せい剤密輸事件はそのように裁判をしなければならないほど大変なことなのかというほど認識不足だったので、最初はどういうふうに裁判をするのだろうかと思議にさえ思ったくらいだったんですけど。

でも、裁判長や皆さんが親切に教えてくださったので、だんだんと認識が深まってきて、大変貴重な体験をさせていただきました。

【司会者】 そうしますと、覚せい剤ということで、本当、どういう事件でどういう裁判になるのかって、あんまりイメージが湧かなかったということですかね、最初の段階では。

【3番】 はい。

【司会者】 分かりました。

では、4番の方、お願いいたします。

【4番】 ちょっと現実と映画と一緒にしてはいけないと思うんですけども、以前見た映画の中で、日本人の女性が海外旅行に行ったときに、たまたま荷物をすり替えられちゃってそういう罪に問われたというのを見て、ちょっとそれがすごくもう頭に残っていて、今回この担当させていただくというふうになったときに、絶対に何か罪じゃない人は罪になったら大変だというのがすごく頭に残っていた部分と、でも、あとは、本当に先ほど皆さんが言われたとおりに、誰かを陥れたわけではないというか、何もまだ起きていな

いというところでは、ちょっとほっとした部分はありました。

【司会者】 そうしますと、4番の方が担当された事件は、恐らく、最初は知らないって争っていたんだけど、法廷では実はそのところを認めた事案なので、そういう意味ではちょっとほっとしたような感じでしょうかね。

【4番】 はい。

【司会者】 分かりました。

それでは、5番の方、お願いいたします。

【5番】 先ほども話したんですけど、覚せい剤密輸事案と聞く前は、やはりいろんな事件を想像していましたので、覚せい剤と聞いたとき、余りぴんとこなかったんですけども、成田空港があるのでその影響でこういう事案が出てくるのかなと、一瞬そういうふうに思いましたけども。

裁判をやるということ、覚せい剤の裁判ってどういう裁判になるのかなというのを一番に思いましたね。

あとは、いろいろ内容が進んでいく上で、やはり、千葉はそういった成田空港の影響で相当こういう事案が多いんだなというのは分かってきました。それで、当初考えていた他の事件と同じように、やっぱりこういう事案もその中の一つとして大切に扱う、比重的にはそんなに重いとは思ってなかったんですけども、かなりやっぱり社会的な影響を考える重い事案だなというのが分かりました。

【司会者】 恐らく、何が争いになるのかというのは、裁判が始まって初めて分かるような仕組みですので、皆さんとしても始まる前からこの事件だったらどういうことが争いになって、どういう判断をするのかというようなことは、考えたりされるものですか。

【5番】 やはり、加害者というものがあれば、どちらに原因があるんだろうかというのをまず考えようというのはあるんですけども、こういう密輸とかになってくると、その辺の経験が全くないもんで、どういう争点になる

のかなというのがちょっと。

【司会者】 やや心の準備がしづらいみたいなところですかね。

【5番】 全く白紙の状態ですね。

【司会者】 ありがとうございます。

では、6番の方、お願いいたします。

【6番】 裁判というのは、やはり暴行とか殺人とか、ちょっと血生臭いものだと思っていたので、最初に集められたときに覚せい剤と聞いたときに、当時、ちょっと芸能人の方がよく覚せい剤でというので見てましたのと、あと、テレビドラマでもその恐ろしさは知っているんですが、それを見ていると、わざわざ一般市民を集めて裁判員裁判するんだって、そうなんだってというような感じがあって。それでちょっと、何かかえって殺人とかの方が悪いというか、見やすかったのかもしれないですけど、覚せい剤はどこまで自分の中で本当に悪いものなんだとかっていうのがあって、ちょっと不安に思いました。

でも、やはりやっていくうちに、この薬がどれだけの人を不幸にしていくってというような、量とかその価格とか、そういう覚せい剤の勉強をさせていただいたようで、今までは多分ニュースの中で覚せい剤の裁判があっても何となく見ていたんですけども、やはりそれをやった後からは、そういう裁判は大切なんだな、というふうに思うようになりました。

【司会者】 後ほど、量刑についてということでもお話を伺うんですけども、やはり裁判をやる以上は最終的には刑を決めなきゃいけないというときに、どれくらい悪いのか、どれくらい重たいのかっていう何かやっぱりイメージが湧きづらいなというのが最初の印象なんではなかろうか。

【6番】 はい。

【司会者】 分かりました。

では、7番の方、お願いいたします。

【7番】 密輸だということを聞いたときに、運び屋さんだなど、その運び屋の裁判だなどということで、本当にもう末端の方ですよ。だから、こういう事案というのは、覚せい剤がどんどん増えているわけですよ、毎年。だから、またそういった運び屋さんが、どういったことで運んできたのかということ審理するのかなと思って見てみたけども。

密輸のことは、やっぱり尻尾切りみたいな感じで裁判を進めていくんだなという感じですね。やっぱりもうちょっと、外国のことだからなかなか手を出せないところがあるので、どうしても日本に入ってきたその人だけを裁判するということですよ。だから、ちょっと自分としては、運び屋さんの裁判だ、という感じがまず印象に残りましたね。

【司会者】 そうしますと、予測としては、あんまり全部が分かることはないだろうし、分かる部分だけで事件の裁判をするんじゃないのかな、というイメージがやはり最初から頭にありますか。

【7番】 ええ。Aという人がトランクで運んできて、その人だけを裁判するんだということで。ましてや、外国からの人ですからね。

【司会者】 やはりしょうがないと。

【7番】 はい。

【司会者】 ただ、事件の実態としてはもっと上の方にあるはずの事件だということも頭では分かっている、というイメージなんですか。

【7番】 ええ。

【司会者】 分かりました。

最後に、8番の方、お願いいたします。

【8番】 運び屋さんといっても、やっぱりそれは自分で請け負った仕事なので、依頼者とかは関係なく、自分の意思でやっていることですから、やっぱりそれは利害関係が生じた上での犯罪ですし、そこはそこでよく見て自分で判断して、みんなとも相談して、それなりの量刑で償いをしていただけ

たらいいなと私は思いまして、話し合いました。

【司会者】 それは、だんだん進んでいって評議などをして、いろんなことが分かってきたところですかね。

【8番】 悪いことは、悪いことですから。

【司会者】 その辺りは、先ほどのお話ですと、裁判が始まるまではそういうことは余りよく分からないということ。

【8番】 そうですね、全く分からない世界でした。

【司会者】 余り知識もないままというところは、そこはやはりどうでしょう、不安なんでしょうかね、あんまりよく分からない事件をやるというのは。

【8番】 不安はありました、確かに。テレビとかそういうので一応目にするだけで、実際自分の身近では起き得ないことですから、どういう内容で、どういう方向で、どういう話合いがあってそこまでたどり着くのかなという不安と、あと自分に対する、どういう返事をしたらいいのだろうかというクエスチョンマークでいっぱいでした。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

このテーマに関して、何か発言内容に照らして、もう少し質問したいという、思われている方はいらっしゃいますでしょうか。

【弁護士金城】 皆さんのお話をお伺いしていますと、あまりなじみがあるような類のことではなかったかと思うんですが、あえてお聞かせいただきたいのは、覚せい剤に限らないと思うんですけど、いわゆる薬物の密輸ということというのは、千葉だけかもしれませんが、何か新聞なんかでも過去最高だったとか、手口が何か変わってきたみたいな報道がある場合もあると思うんですが、そういったことに対して意識を持たれていたことはなかったんでしょうか。それとも、密輸ということはどうなんだみたいな意識って、実際にこういった裁判に参加されるまでに、気にされたことがあるという方

はおられますでしょうか。

【司会者】 それは裁判が始まる前からということですかね。

【弁護士金城】 はい。

【司会者】 ただ、その辺にかなり注目されていたとか、興味があったとかいうことで、普段から例えばいろいろ記事を見ていたとか、そんな方っていらっしゃいますか。

【7番】 やっぱり、何か割と日本がターゲットにされているような気がしますね。税関は一生懸命やっているんでしょうけど、ぬるいのか分からないけど、入りやすいのかとか。それと、日本はとてもマーケットとしてやっぱり入りやすい、ということがあると思います。それで結構、日本に持ち込みたいというところがあるんじゃないですかね。金銭的にも高いと思います。

【司会者】 その辺りは前々から何か興味を持たれていたということなんですかね。

【7番】 まあ、興味というか、新聞とか報道とかで。

【司会者】 そういった知識とか経験というのは、やはり裁判の中で何か多少は自分なりに生きたのかな、という感想はお持ちなんでしょうか。

【7番】 この運び人さん、ここには書いてないですけど、運び屋の心理的なものが、ちょっと何ていうか、被告人が言っているのはやっぱり言葉だけで、実際はそうじゃないと。

【司会者】 ありがとうございます。

一応このテーマはこれで終了いたしますが、お聞きしていると、一方でよく想像できないので心の準備がしづらいという部分と、他方では殺人罪なんかと比べると少し気が楽だなんていう、二つの面があるかなというのが、私たちから見るとなるほどというようなことでしたね。

それでは、引き続き、これもまたちょっとこの種事件の特徴ということで、被告人が外国人である事件、今回の場合も5番の方の事件以外は全て被告人

は外国人ということで、恐らく通訳が入っての裁判を見聞きしていただいたと思いますが、一番のポイントとしては通訳が入って裁判をしたことで、何か分かりやすかったのか、あるいは分かりにくかったのか、もっとこうしてほしいとか、そういった点に気づいていらっしゃればそれが一番いいですし、それがなければ、特に外国人事件だったからこんな感想を持ったとか、そんなことでも結構ですので、その辺りでまず1番の方からお願いできますでしょうか。

【1番】 私が参加させていただいた裁判の争点としては、営利目的だったのか、それとも、脅されて仕方なくやったのかというようなところが争点でした。

やはりそれを探るに当たっては、被告人である方の心情であるとか、そういったところをやはり探らなきゃいけないという難しさもあったんですけども、やはり、日本人で日本語であれば、その方の言い回しであるとか、何を言いたいのかっていうのがストレートに入ってくるんですけど、どうしても外国人の方ですと、その通訳の方を介して我々が聞く形になるので、その辺の細かい言い回しとか、そういったところはやはりなかなか分かりづらいところはあるなというのを感じました。

【司会者】 その辺り、最終的に判断を下す段階ではそれなりに分かってきたということによろしいですか。

【1番】 そうですね。

【司会者】 最後まで何か疑問が残ってしまったということでもないですか、そこは。

【1番】 いや、それはそういうふうな感じはしたんですけども、やはり通訳される方も一生懸命やっていただきましたし、裁判を進める中で、その辺の部分は明確になってきましたので、最後にその判断、量刑を判断するときには特に迷いもなく決められました。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

じゃあ，2番の方，引き続きこの話題でお願いいたします。

【2番】 通訳の方が被告にいろいろ質問するんですが，おとなしい性格だったということもあるんですが，被告はイエスかノーかの答えが結構多かったんですね。

私はずっと聞いていて，本当に伝わってるのかなというのが，今でも疑問を持っているんですけども，もうちょっとうまく伝えられなかったのかなと。そうでないと，恐らく聞いている被告の方は，要は最後の結論だけを言うような感じがしてきてならなかったですね。

【司会者】 その辺りは，例えば法廷が終わって戻ってから，評議室に入って裁判官に何か質問したりとか，そこまではされませんでしたか。

【2番】 いや，そこまではしてないんですけども，もうちょっと質問する側でまとめて，これとこれとこれを伝えるんだということで，通訳の人がもうちょっと準備して被告に尋ねればよかったのかもしれないし，上からこう見ていて，十分に伝わっているのかなというのを，ずっと私は疑問に思っていましたね。

【司会者】 それは被告人の特徴で，答えがすごく短くて余り答えてくれなかったのが，結局，伝わっていたのかどうかという面と，要は被告人の答えが少なかったという面もあったんですかね。

【2番】 そうなんですよね。もうちょっと被告の方も言いたいことがあったはずなんですよ。そうしたら，もうちょっといろいろ言ったんじゃないかなと思うんですけどね。それが少なかったんですよ。多少は言ったんだと思いますが。

【司会者】 確かに，よく分からないだけに，そういう疑問を持ったということですか。

【2番】 最後の結論だけというような感じで，これは一方的じゃないか

という感じもしないでもなかったと。

【司会者】　　ただ，最終的には評議の段階でその辺りが別に問題になることはなかったんですね。

【2番】　　他にもう証拠がいっぱいあり過ぎちゃったんで，その点は問題にならなかったですね。

【司会者】　　分かりました。

では，3番の方，お願いいたします。

【3番】　　私たち日本人同士ですと，表情を見て言葉を聞くと，その言葉が嘘かどうかというのがかなり見当が付くんですけど，外国の方というのは本当に，私の担当させていただいた被告人がそうだったのかもしれませんが，ポーカークフェイスで，何を言ってもそんなに感情も表れなくて。最初の頃は真実を述べているんだと思って聞いてましたけど，最後の方にだんだん進んでいくと，そういうことはあり得ないというようなことをおっしゃるんで，それも通訳を通してですから，嘘か本当かということの見当が付かない，そんなもどかしい感じがいたしました。

【司会者】　　分かりました。そうすると，最終的には顔と表情を見てというよりは，話してる内容がどうなのかとかそういうことで結局判断することになるということなんでしょうかね。

【3番】　　はい。

【司会者】　　とりわけ外国人の場合にそこが分かりづらいという御感想ですか。

【3番】　　はい。

【司会者】　　では，4番の方，お願いいたします。

【4番】　　通訳の人を通してしまうと，時間がすごく掛かるということを感じて，できれば同時通訳的なものでやっていただけた方が，時間を短縮できるのと，あと，その被告人の感情も，この会話の中での泣き始めたんだと

か、もちろんその一連の中では分かりますけど、この言葉のときによっていうことで分かりやすいかどうかという部分では、感情が伝わりにくいという部分と、あと、やはりちょっと先ほどもおっしゃっていましたが、通訳の人の言葉になってしまうので、その辺がどうなんでしょう、というところは感じました。

【司会者】 通訳の方の言葉になってしまうというのは、もう少しお聞きすると、どんなことなんでしょう。通訳の方の言葉の問題というのは、感情表現であるとか、そういった感じのところですか。

【4番】 はい。それと、本当に何か若干回答がずれているような感じを覚えることもあったんですけど、それが本当に質問と合っていたのか、それとも、被告人が若干ずれているのか、その辺は全くこちらとしては分からなくて、いや、その答えが聞きたかったんじゃないかみたいな、そういう答えが返ってきたりとか、そうことがあったので。

【司会者】 そういう場面では、ちょっと質問した人が、それではよく分からないので更に質問を重ねたとか、そういう場面もやはりございましたか。

【4番】 余りなかったですね。

【司会者】 じゃあ、その点については疑問が残ったので、後で質問しようかなということで裁判官と話し合ったりとか、そんなことはありましたか。

【4番】 していません。ただ、それがその人の答えだろうと思うしかないのかなと思ひまして。

【司会者】 それは、外国人の事件だし、通訳も入ってるからということで、やむを得ない部分じゃないかというふうに理解されたんですかね。

【4番】 はい。

【司会者】 では、5番の方は日本人の事件ということですので、6番の方、お願いします。

【6番】 裁判員をやっている間はちょっと緊張感を持って椅子に座らせ

てもらったので、その通訳の方を通しての被告人の話をしている間、その長い時間の間の気持ちを保つのがちょっと。

ましてテレビとかでは、英語とかは何となくニュアンスや起伏が分かるんですけども、ヨーロッパの分からないような言葉だと、とても通訳も聞きづらかった上に被告人の言葉もぼそぼそ声だったんで、気持ちを保つのが大変で、何を聞いていればいいかが分からなくて、だんだんと、今何について話しているのかが自分も分からなくなってしまって、何かメモも取れないというような感じだったので、やはり、同時に見られるっていうわけじゃないんですけども、同時にその人の話が耳に入るような、そういうようなシステムがあったら、時間も短縮されて、自分ももうちょっと気力を保てたのかなというのがありました。ちょっとつらかったです。

【司会者】 話が分かりにくくなってしまって、どこが重要なのか分かりにくくなってしまうという面では、時間は掛かるんですけど、質問して通訳して答えて通訳してということで、ちょっと逆にインターバルが空きますよね。

【6番】 そうですね。

【司会者】 質問と答えがすぐにぶつからないので、その間に、さっきの質問と答えを頭の中で考え直すとかいう、そんな感じにはなりづらいですかね。

【6番】 なりづらかったですね。ましてチェコ語なんですけども、そんなの聞いたこともないし、どこがイエスでどこがノーなのか分からないし、本当に全部ぼそぼそだったんですね。

【司会者】 自分の頭を働かせるのがなかなか難しいということですよ。

【6番】 ええ。まして、何か仲間の方については、今度はスペイン語の通訳があって、その間に泣いたりしてたんですけども、やはり本当にそのニュアンスというか、私たちが聞きたいものを言っていて、その人が

それをちゃんと言ってくれているのかというのがだんだん不安になってきて、そっちの方に考えが行っちゃって、本当にこの人の話を、私は聞けてるのかしらというような、これで判断しちゃっていいのかしらという思いがだんだん出てきて。その人の言葉を聞いているよりも、自分でどういうふうに整理していいか分からなくなった、ということはありません。

【司会者】 その辺りの不安というのは、評議の場とか裁判官との雑談なんかで話をされたんですか。

【6番】 ええ。何言ってるか分かんないな、聞きづらいなとか。あと、裁判長の方からも、もう少し大きい声でとか、はっきりとした声でというふうには言っていたんですけども、それでもやはり、結局、最後の方は気力が続かなくて。

【司会者】 ただ、そこはちゃんと伝えていただいたんで、恐らくその後、少しずつなりとも改善された面はあったんですか。

【6番】 私の印象では、やはりちょっと通訳の方も一生懸命されてたと思うんですけども、どうも何か難しいような通訳だったのかなっていう印象はありました。

【司会者】 ひときわというか、とりわけ難しかったということかもしれませんね。

【6番】 はい。

【司会者】 分かりました。

引き続き、7番の方、ございますでしょうか。

【7番】 私が担当したところの通訳の方だと、やり取りがとてもスムーズで分かりやすかったです。とてもはきはきした言葉で通訳してくださって、その辺はとても分かりやすかったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、8番の方、お願いいたします。

【8番】 私がお受けした件がやっぱりちょっとあんまりゆかりのない国の方でしたんで、通訳の方が一生懸命やってくださったんですが、被告人の耳が遠かったり、ちょっと何ていうのかな、言葉が分からないとか、そういう話をしたって記憶があるんですね。何回かその裁判の審議の中で、私の感じなんですけど、ちょっと中断する回数が多かったと思っています。それで、その通訳の方が席を移動して、その被告人の横に移動したりしてやってたと思うんですね。

だから、もうちょっとその辺で違った進行というか、通訳の仕方とかがあれば、そのときの会話の内容とかも全部私たちもちゃんと聞けたと思うんですが、結局その中断する回数が何回かあったりして、その間の時間が空いちゃったんですね。私もメモしてたんですけども、結局今度それが終わった時点で会話が進行し始めましたら、ちょっとさっきと内容が違うんじゃないか、というのが結構見受けられたと思うんですね。

それで、核心に触れると、その被告人の方はそこはちょっと言えないとかいう感じで、そういうことがちょっと多かったもんですから、いまだにそこはちょっと省いていいんじゃないって自分も思ったんですけど、結局その質問に対する返事が核心に触れたものでなかったものですから、そこがちょっといまだに腑に落ちないかなということはありません。ただ、それはそれで、一応彼個人のことなので、私は省いて考えました。

【司会者】 ありがとうございます。そうですね。恐らく被告人の固有のキャラクターの問題もあったんでしょうけど、それと同時に、この事件の場合はオランダの国籍なんですけど、そのオランダ語の通訳というのがなかなかなくて、それで、英語も分かるので英語の通訳をといて、そんな特徴もあって。そこが、やや進行については少しマイナス面になったのかもしれないね。

【8番】 そうですね。インカムの聞こえが悪いとか何かおっしゃってま

したね。

【司会者】 分かりました。

一応この話題としては皆さんから御意見を伺いましたが、この話題に限って、何か更に質問はございますでしょうか。

【裁判官中尾】 6番の方ですが、先ほどチェコ語と、あと、関係者でスペイン語とおっしゃいましたね。

【6番】 はい。

【裁判官中尾】 そうすると、同じ被告人に対して、チェコ語でやっていて、スペイン語でもやったという。

【6番】 いいえ、チェコ語はチェコ語の方、スペイン語はスペイン語の方が来てやってたんで、またそれも倍に時間掛かったんで。

【裁判官中尾】 そうすると、スペイン語でしゃべったのを、被告人にはチェコ語でまた訳していたんですかね。

【6番】 いいえ。

【裁判官中尾】 そこは、スペイン語だけでしたか。

【6番】 多分、インカムで横で聞いてたと思うんですね。

【裁判官中尾】 チェコ語で。

【6番】 チェコ語だと思うんですけども。

【裁判官中尾】 さっきぼそぼそとおっしゃってたのは、被告人のしゃべる言葉だったんですか、それとも、通訳人が通訳するときに日本語でしゃべるときも、ちょっとぼそぼそという感じだったんでしょうか。

【6番】 マイクはちゃんとあったんですけど、私、検察官が真横にいる一番端の席だったので。通訳の方は、随分左の方で座られてやってたんですけども。マイク使っても、ちょっと何ですか、あんまり起伏を感じられないようなしゃべりというか。

【裁判官中尾】 通訳人のしゃべり方自体も、ということですか。

【6番】　そうですね。それと、被告人の方も、やはりポーカーフェイスだったと思うんですけども、何か自分の印象では言葉をぼそぼそという感じだったので、顔を見てても、そこで何の意見を言っているのか分からないけども、自分は聞こうとしちゃっている自分がいて、緊張してそれをじっと聞いているので、肝心なその話を聞いてるところで通訳されても、自分の中でちょっと整理できないというか、さっき言ったことなのか何なのかというのがちょっとついていけなくなっちゃったところがありました。

【裁判官中尾】　ありがとうございました。

【司会者】　やっぱりいろいろお聞きしていると、外国人事件で通訳が入っていることによって、やはりどうも分かりづらいというか、時間が掛かってしまう面があるというのは確かなようですので、私たちの方としても、準備をして余裕を持って進行するようにして、分かりにくいときは何かフォローすることが必要なのかなというようなことを、今つくづく感じております。

それでは、引き続きまして、今度は実際の審理の内容に関するものになります。

一応大きくは、先ほど私の方からもこんな事件がありますねという説明をしましたように、有罪か無罪かということで事実関係が争われている事件と、有罪ではあるんだけども量刑が問題となる事件というふうに分かりますので、まずはその有罪か無罪かが争われている事件の分かりやすさ、若しくは、分かりにくさ、どうして分かりにくかったのかというところ辺りについて、何か覚えていらっしゃるものがあればお聞きしたいと思います。

そこで、今回は有罪、無罪が争われた事件とそうではない事件と、どちらの方もいらっしゃいますので、最初のテーマは、主に有罪、無罪が争われた事件を担当された方から、その分かりやすさ、分かりにくさの辺りをお聞きしたいなと思っております。

1番の方、これは営利目的ということで争われた事件だと思っておりますので、

まず最初に、争点に関する判断は難しかったですかということですが、結局、難しかったですと答えていただいてもしょうがないので、もし難しかったと感じていらっしゃるであれば、どのような点でどれが原因だったのかというところ辺りで、もしお気づきであればお話しいただきたいんですが。

更にもうちょっと具体的な質問もございますので、一応、まず何か思い付いたことで結構ですので、争点として営利目的があったかどうかを判断するのが難しかったのか、難しかったとすればどうしてなのかというところ辺りは、いかがでしょうか。

【1番】 最初はちょっと難しいかなとは思いました。本人は脅されてやったんだと言ってましたし、検察側は、いや、営利目的だという話でしたので、どちらが本当かというのはちょっとやはり難しいかなとは思ったんですけども。

裁判を進めていく中で、被告人の証言であるとか事実関係の証拠であるとか、そういったものを見させていただく中で、やはりどう考えても脅されてやった人の行動ではないな、というところがはっきり見えてきましたし、証言の食い違いもありましたんで、そういったところは、この人はある程度は脅されてたかもしれないですけど、そんな強い脅しではなくて、ここまで来ればもう報酬目的だなというところが、やはり最終的には迷いなく判断できたのかなと思っています。

【司会者】 その辺りの、脅されているとすればこうだろうとか、脅かされていないとすればこうだろうとかいう、そんな感じの判断というのは、最初からそういうイメージで判断するんだなということなのか、やっぱり裁判を進めていくうちに、ああ、なるほど、そういうやり方なのかというのが分かった感じなんでしょうか。

【1番】 そうですね。やはり進めていく中で分かってきたところですかね。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、2番の方は覚せい剤だと知っていたかどうかということで恐らく争われた事件だと思いますが、その辺りの判断についての難しさとか、原因とか、何かございますでしょうか。

【2番】 被告は当然、全く知らないというふうに言い張るわけですね。で、その言い張る事実の根拠のあることを幾つか挙げるわけなんですけど、その一つのことに対して、裁判員の方がそれに対して判断するわけですけども、その判断するとき、ちょっと右にそれたり左にそれたりする、ちょっと右往左往するような、まあそれほどでもないんですけども、微妙に一人の裁判員の方がおっしゃると、それに対してついていくというような、ある意味では空気を読むというか、私はそうじゃないというふうに自分では思っているけども、そちらの方に自然と行ったりして、そういうときの軌道修正を裁判官の方がうまく、誘導という言葉を使っちゃいけないんでしょうけども、そういうときにうまくやっていただいたなど。ああ、よかったと、心の中でそういうふうに思った経験がありました。

【司会者】 そのまさに右往左往してしまう原因は、別に何か裁判の進め方といいですか、また、証拠の調べ方とか、そういったところに問題があるわけではなくて、結局判断が難しいということですかね。

【2番】 ええ。もちろん裁判員の方は日本人ですから、日本人の感覚でもって判断しちゃうというところがあるんですね。飽くまでも外国人、私のところはアフリカだったんですけども、そういう事情や特殊性を考えないと、彼らの言いなりというか、日本人の感覚だとそうなるであろうというところを多分突いてきますので。私は、海外にいたもんですから、そこは全然違うよというところがあったんですけども。日本人の感覚だったらそうなるだろうという、そのところをうまく理解していかないと、ちょっとこれは判断に迷うようなところがあるなということを正直、思ったんですね。特に外国

人の覚せい剤の判断は。

【司会者】 それは、ちょっと違う話になってしまうかもしれないんですけど、要するに被告人は外国人で、起こっている出来事は外国で起こっていて、被告人の気持ちを探ろうとすると、基本的にはその外国の事情を前提に、じゃあ、被告人はどう思っていたのかというのを探ることになりますよね。

【2番】 ええ。明らかに違うなというのが分かるわけです。

【司会者】 それをやろうとすると、何となく外国の事情が分かりづらいので、日本人的な感覚に合わせてしまうということですか。

【2番】 本当に迷うようなところがあるんですよ、日本人としては。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

それから、3番の方も同じように、恐らく覚せい剤だと分かっていたかどうかということだと思いますが、その点、判断の難しさという点でいかがでしたでしょうか。

【3番】 そうですね。外国の方はポーカークフェイスで、友人に頼まれて日本に衣類を持って行ってもらいたいって頼まれて持ってきたんだと、最初はそういうふうにして、最後までそういうふうにして通しちゃったんですけど、日本人の感覚で、感覚的に外国人の行うことと考えることとか全然違うなということで、最初の頃は多少、多少というか大分信じる気持ちが強かったですけど、私自身、聞いてると矛盾したことだらけというふうなことがありました。結構よくしゃべる被告人だったんですが、言え言えほどぼろが出てくるような感じでしたね。

やはり、私たちが想像もつかないようなことを言っているんで、いろんなことを勉強させていただきましたけれど、分かりにくいといえば分かりにくいけれども、矛盾しているということはたくさん現れてきましたね。

【司会者】 やはり外国の事件だし、外国語なので、なかなか最初は分かりづらいというか、ちょっと慎重に考えるわけですかね。

【3番】 はい。

【司会者】 でも、いろいろ聞いていくと、明らかに矛盾してるじゃないかとかいう点が出てくると、何か本当に信用できるのかなという疑問が出てくるといふ、そんな感じの判断でしたかね。

【3番】 はい。

【司会者】 分かりました。

続いて、4番の方も、そうなんですね。実際の審理では恐らくもう認められたということですね。

5番の方もまた同じく、覚せい剤と知っていたかどうかということだと思えますけど。

【5番】 日本人だったんですけども、皆さん、かなり言葉で苦労なさって。また、ほとんど表情が変わらなかつたんですけども、一番はやはり認識っていうものをどういうふうにとらえるか、結果的に彼が覚せい剤らしきものを認識して運んだかどうか、その認識っていうものが継続し得るのかどうかっていうこと。一旦、彼は危ないから断ると、だけど、説得されて、大丈夫だということで、別に罪に問われるというわけでもない。

そのときに、一番最初に彼が危ないんじゃないかって認識したことが、最後まで継続し続けていたのかどうか。人間の認識力っていうものが、一旦安全だと打ち消されたものについて、どこまで維持しているのか。途中でまた念を入れて確認をして、危ないものじゃないからと、安全だということをもたそこで再度確認してやるといったときに、認識力というのは個人個人で多分違うんだと思うんですね。注意力のある人とない人、観察力のある人とない人といったときに、人間だという一つの線だけでこの人を裁くといったときに、認識力の非常に乏しい人、注意力の非常に乏しい人を普通の一般常識での認識があるものだと思って裁くといったときに、認識力のない人というのは非常に損をすると。

その辺が一番、彼がずっと怪しいものだとして認識して持続して行って、最後まで密輸したのかどうかというところが一番の争点になりましたということですね。

だから、その辺、裁判というのは個人の能力とかそういうものによっても変わるのか、いや、裁判は裁判官の注意力、能力、その辺で決まるんだと。その人に注意力がなくても、判断を下す人間に注意力があれば、注意力があって当然だとして決めるのかどうかという、その辺が非常に悩ましいところですかね。

【司会者】 恐らく、頭の中の認識を探る事件で、しかも、おっしゃるように、時系列というか物事の何か順番があって、そこでいろんな気持ちの動きがあるというところをうまく理解しなければいけないという、その難しさですかね。そこが、審理でも恐らくポイントなんだと思うんですけど。

【5番】 ええ。彼は、最初はやっぱりまずいだろうと。だけど、いろんな説得をされて安全だというふうに変えちゃったと。だから、中身はそういうものだと思ってなかったと。だけど、その辺の彼の頭の中の認識っていうのが、一度打ち消した認識というのは駄目なのかと。最初の怪しいと思った認識が最後まで持続し続けるんだということで判断していくのか、それを、その個人個人の能力というのもあるといったときに、この人の注意力に関することについての線をどこで決めるかという。

それで、彼の日頃の行動とかそういうものが、裁判の中で、弁護士、検察官の方から、彼は日頃こういうふうですとか、そういうのが出てくるのかなと思ったときに、何も出てこなかったんで、裁判長に聞いたら、それは検察官としても弁護士としても、大して得がないんで出さなかったんだろうと。それを出して得があれば弁護士も出すし、検察官の方も彼はこういう人間だということで多分人物像として出すんだろうけども、両方とも出してないということは、多分そういうことを出さなくても、今出ているものだけで判断

を下せるのではないかと、というのが多分あったのではないかと思うんですけども。

結局、その人の頭の中の認識力というものがどうなのかということを決めるときに、その辺も参考として聞ければ、もっとすっきりした結果になったのではないかと思うんですけどね。

【司会者】 分かりました。また後ほどちょっと立証の問題とかございますので、そちらの方でもお願いいたします。

6番の方は、争点が同じように覚せい剤だと知っていたかどうかなんですが、恐らく証人も多くてなかなか大変な事件だったんですかね。

【6番】 そうですね。証人は知人で、先に裁判で決まった、一緒に入って捕まった方がいらっしゃって、被告人は自分はだまされて持っていったと言うんですけども、結局、その先に捕まって裁判も終わって判決も決まったその同業者みたいな人が、全部それを覆したような言い方をされたんですね。

あと、本当でしたら、その被告人を雇用している、もともとその仕事を、何かパソコンを持っていってこれて頼んだような人がチェコから来てって最初は言ってたんですけども、来るはずもなく、結局、証拠がなく、その裁判で量刑が決まった人と、あと、知人女性のスペインの方の話をして、それらをもとに総合的に争点について話し合ったので、何も目に見える証拠がなく、ただ単に入ってきた覚せい剤しかなかったの。

あとは、もう彼自身と、先に判決が決まった人が、本当にその人に理解があるかどうか、そういうこととか、あと、やっぱり私も日本人なので、日本人だったら外国へ行くときはこうしてああしてこうするよねというけど、外国人はそうじゃないのかなとか、そういうようなことで争点について話し合ったと思ったので、何ですか、難しいといえは難しいというか、本当に正しい、今でもその人は俺は間違った裁判をされたんじゃないかなと思われてるんじゃないかなと思って、その後はどうなったか分からないんですけども、

そういう意味では証拠がない分ちょっと難しかったです。

【司会者】 やっぱり分かる事情は限られていたということで。

【6番】 絶対自分はやってない，認識してない，悪い薬じゃないと思ってたけど，でも，日本の私たちだったらそういうのって普通おかしいと思うけど，外国人だったらそう思わないのかなとか，そういうふうにだんだん思ってきたり。

【司会者】 なるほど，そこはそうですかね。

【6番】 あと，その証人の方も来なかった人がいたりして，その中で話し合ってたので。

【司会者】 一番よく知っていそうな人が来そうなのに来なかった，というところで，逆に，えっ何で，という。

【6番】 そうです。で，日本にいるだけの人の間で話し合っただけで，全体でやっぱりという感じだったので，そういう意味ではこういうふうに決めてもよかった。でも，自分の意見は全部言ったわけじゃなく，みんなでまとめたので，その争点については本当に自分だけが難しいと思わなくて，あ，これはそうなんだというふうには思いました。

【司会者】 一応，その判決を読みますと，密輸入を依頼されたときの事情ですかね，その本件の前か何かで依頼されたときの事情を知っている人が出てきて，その人の話は一応信用できるんだけど，結局，その後，それでは決まらないので，それ以外のところで判断を決めるしかないんだという，そういうことなんですかね。

【6番】 はい。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

7番，8番の方はいずれも事実争いがない事件ということなので，また量刑のところでお話を伺わせていただきます。

そこで，ちょっと皆さんに御質問いただく前に，引き続き，今までのお話

を前提として、次の検察官の立証の関係なんですけれども。

メインとしては、検察官の立証をこちらとしては考えておきまして、先ほど皆さんが難しいと思われた面とか、判断するためには何が分からないと判断できないのかという、その面があると思うんですが、その判断するために分からなければいけない事情、前提事情みたいなものがあると思うんですね。

その辺りが覚せい剤密輸入事件ということで、非常に、空港での出来事であるとか、空港に来るまでの出来事であるとか、あと、よく分からないけどもっと上の方の組織のことであるとか、そんなところをしっかりと理解した上で恐らく評議が進んだと思いますので、その辺りの主に検察官の立証という面で、何かその判断の難しさ、若しくは分かりやすさにつながったような点があればということで、ちょっと御記憶の限りでお話しいただきたいんですが。

じゃあ、順番ということで1番の方、検察官の立証ということで前提事実の理解というのがどの程度できたのかどうかという点、いかがでしょうか。

【1番】 そうですね。検察官の方がお話しした内容で、分かりにくかったというところは私はなかったですね。非常に分かりやすい説明でしたし、難しい言葉も特に使ってなかったの。

【司会者】 分かりました。

引き続き、2番の方は、特に税関検査時の言動とかが恐らく調べられたんじゃないかと思うんですけど、税関職員の方とかですかね。

【2番】 はい。

【司会者】 その辺り、前提の書証も含めてなんですが、どうですか。立証自体は分かりやすかったか、やや分かりにくい点があったかどうかとか、御記憶にございますでしょうか。

【2番】 ええ、非常に分かりやすいというか、順を追って、これとこれ

とこれという形で、もうたくさん挙がりまして、それは非常に分かりやすかったですね。

ただ、検察の方が非常に順を追ってこういろいろ立証されるんですが、これは非常に緻密であるというようなこともおっしゃっていたんですが、緻密とはちょっと考えられないような面もたくさんあったと、現実にはそう思いました。

【司会者】 それは・・・。

【2番】 判決文がそうなっています。

【司会者】 順番を追って時系列でというか、流れがよく分かったという、そこについてですか。

【2番】 ええ。それはもう本当に分かりやすい。これでもう十分だと思えるようなものでした。今、私が最後に言った点は、もう些細なことで。

【司会者】 主としては、恐らく税関検査のときに被告人がどういうことを言って、どういうことをしてたのかというのを確定して、そうだとすれば、知ってたのか知らないのか、そこに影響するかどうかという、その判断の前提の材料としてはもう十分、法廷で理解できたということですかね。

【2番】 もう十分ですね。もう本当に微に入り、細に入りで。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

続いて、3番の方も、恐らくやはり税関検査時の言動とかが問題となっていると思うんですが、その辺りを含めて、検察官の立証というのはいかがだったのでしょうか。

【3番】 そうですね、特に分かりにくいということはなかったんですけど、ただ、粉を見せられて、塩か砂糖じゃないかと被告が平然と言ったと。それは、もし本当にそう思ったんだったら、もっと動揺するはずだとか、そういうこととか、それから、ロシア語が分からないって言ったけれども、字をなぞりながら見ていったとか、そういう何ていうか、外国人なものですか

ら、推量というかそういう点が多く、最後の段階までしらを切っちゃったんで、飽くまでも知らなかったということになっちゃったんですけど、でも、検察官の説明を聞きましたら、それはやっぱりそのとおりだなというふうに、私は思いました。

【司会者】 それは、逆に言えば、前提となる事実の立証としては分かりやすく説明や立証ができていた、ということなんではないですかね。

【3番】 分かりやすかったです。

【司会者】 分かりました。

それでは、引き続きまして、5番の方は日本人の事件ということですが、先ほどのお話ですと、結局流れのある時系列があって、その辺り、ただ順を追ってどういうことが起こったのかということに関する立証というのは、法廷では頭に入るような形だったのでしょうか。

【5番】 そうですね。検察官の方の説明は、彼が密輸に加担する時系列でのポイント説明がありまして、それは非常に分かりやすく、また、覚せい剤とかそういうものが社会的に与える影響が非常に大きいとか、そういうことまでちゃんと説明がありまして、肝心なところは、先ほどもありましたけど、彼が覚せい剤を運んだ認識がないというような、その認識がないというのを覆す、我々が確かにそれを覆す証拠ですねっていうものはなかったですね。

そういう一つ一つについて、これはおかしいねっていうのはあるんですけども、だからといって、それが彼が覚せい剤らしきもの、何か怪しいものとして直接、あ、なるほどっていうほどの確信的なものというのはちょっと弱かったなと。

それで、結論を出すのが非常に難しかったということがありましたね。

【司会者】 恐らく、そこはもともと証拠がないとか少ないという側面と、他方で、はっきりしているところについては流れとかがよく法廷で見聞きで

きて分かりやすかったという，両方があるということですかね。

【5番】 裁判長が，検察側が彼が認識していたということを証明しないといけないということについて，検察側の言っていることの方が間違いがないということであれば理解できるし，弁護側の言っていることの方が間違いがないということになれば，また別な話になるということで，やっぱり我々が悩んだんで，ほぼ間違いなく確信を持てるという，すかつとしたような証拠や証人というものがなかったのが，ちょっと弱かったかなと思いました。

【司会者】 分かりました。

続いて，6番の方は先ほどお話が出たように，恐らく検察官からの立証としての証人も2名いらっしゃったと思います。全体的に立証の時間は長かったと思うんですけども，どうでしょうか。その長い証拠調べを見聞きして，分かりやすかったとか，分かりにくかったとか，何かございますか。

【6番】 最初に弁護人の方は，どのように事件が起きて，だから無罪だというような用紙を作っていたら，それから，検察の方は今度，質問とか尋問のところでちゃんとメモできるようなものを作っていたら，それでやっていただいたので，とてもそれは分かりやすかったですけども。

弁護人の方は，ちょっと弁護側の証人の方が来られなかったんで，そういうメモもなくて，この人間がどういうふうは無罪だというものしかなかったんで，弁護人の方がもっと言っていたら，無実を持っていくようなところが，ちょっと自分でもメモは持っていったんですけども，どっちかというと検察の方に用意していただいた，書きやすい，質問に対して横に余白があるようなメモの方が残しやすくて，弁護人の方のメモがちょっとメモできなかったような感じがあったので，そこら辺について自分では弁護人の方の言っていることも分かったんですけども，後からまた思い返すと，ちょっと検察の方のメモの方が助かったような気がしました。

【司会者】 分かりました。その辺り，ちょっとどういう証人なのかとい

う証人の性格とかにもよるとは思います。ただ、その質問事項があって、メモする欄もあって、それを追って聞きながらメモをすると頭の整理はしやすかったという意味では、すごくよかったということでしょうかね。

【6番】 整理しやすかったですね。証人の話もだんだん前後してきちゃって、そっちが前だったか後だったかが分かんなかったの、そういう枠をちゃんとしていただくと、自分でもとても整理しやすかったです。

【司会者】 分かりました。

この後は、またちょっと違う面でも聞きますが、今出ましたところ辺りまで、特に検察官の立証を中心にお聞きしましたが、それ以外のことで結構ですけれども、それぞれ、検察官、弁護士さんの方から質問がございますでしょうか。

【検察官金井】 今、御意見が出たんですけど、特に検察官の最初の冒頭陳述まで、こういった事実を立証しますとか、あと、最後の論告のときも、こういった事実からこういうのが認められるんですよというような、いわゆる論述をするんですが、その説明で、あれ、これってよく分からないなとか、そういった何か違和感を感じる説明とかというのがもしありましたら、何でも結構なんですけど、お答えいただければと思うんですけど。

【司会者】 それは立証というよりは、冒陳などについてということですね。

【検察官金井】 そうですね。まず、とりあえずその前提となる事実。

【司会者】 説明ということですか。

【検察官金井】 はい。

【司会者】 全般的には、分かりやすかったという印象で終わられている方の方が恐らく多いようなんですが、あえて言えばというようなことで何か苦言を呈される方、いらっしゃればありがたいんですけど、いかがですか。

【7番】 そうですね。やっぱり今回、何ていいますかね、私が受け持つ

たのは、被告人がもう罪を、罪というか犯行を認めているわけですね。だから、そう言っちゃ何ですけど、検察官の方はやっぱり進行を進めやすかったんじゃないかと思いますね。

【司会者】 分かりました。

ちょっとここで話題を変えさせていただいて、量刑に関してということで、量刑はもちろん、今回でいえば有罪、無罪が争われた事件のものは全て、一応有罪ということになっている事件ばかりですので、どの方も量刑に関しては悩まれたと思うんですが、まずは、ちょっと時間の関係もあって、今までお聞きしてなかった、要するに有罪、無罪が争われなかった事件で量刑について審理をして評議をした方々からちょっと御意見を伺いたいと思っております。

ここでも同じように、判断が難しかったか難しくなかったかと併せて、難しかったとすればどういう原因で、難しくなかったとすればどういう原因で、というところを併せてお話しいただけるとありがたいんですが。

4番の方は、最終的に自白になったものですので、量刑の判断に関していかがでしょうか。

【4番】 難しかったかどうかというよりは、一応判例も出していただいて、あと、求刑というものも聞いて、で、皆さんと議論ができたので、公平であったと思いますし、特に難しくはなかったです。

【司会者】 また後ほどお願いします。

引き続き、今度は7番、8番の方がそれぞれ量刑に関する審議でしたが、7番の方、いかがでしょうか。

【7番】 今回、私が受け持ったのは、共犯者の人の刑が先に出ていましたので、それが参考になったということですね。それと、今までの量刑を教えてくれたので参考にはなりましたが、何かこういう犯罪ではこういう範囲だよという感じで、まあ、個人的にはぬるいということですね。

【司会者】　　今回ですが，7番の方の事件は有罪，無罪は争われていないんだけれども，その脅されたことが量刑にどれくらい影響するかというか，脅されてやったのかどうかとか，じゃあ，それが本当に量刑に影響するのかわりかとか，その辺りが恐らく判断のときには重要だった事件なんじゃないかな。

【7番】　　そうですね。

【司会者】　　その辺りどうですか，立証とか判断という，本当にそれが影響するのかわりかという判断の難しさとか，その辺はございましたでしょうか。

【7番】　　やっぱり一応外国のことなんで，外国でこうやったああやったと言っても，なかなかどこまで信頼性があるかどうかですよね。弁護人が，被告人をいろいろ調べてもらって，こういう状態だよって言ってくれたんだけど，どこまでからどこまでなのかわりかというのがありましたので，自分としては，自分の意見としてのポイントをつかんで，ここが重要だということを裁判官に伝えたんですけどね。そうしたら量刑の理由に取り入れてくれたんで，よかったです。

【司会者】　　その辺りで，そうすると，どうしてやってしまったのかということに関しては，恐らく被告人に有利な事情があれば，弁護人からの立証ということでされたんだと思うんですけども。

【7番】　　ええ。

【司会者】　　その辺りの弁護人の立証の程度というか，弁護人の立証に関する印象って何かございますか，量刑に関して。

【7番】　　正直言って，少々無理があったところもありましたけども，でも，一応裁判員ですから，こう平均にしなきゃいけないんで，何かどっか酌量できないかというのを探すのにちょっと苦労したかなと。

【司会者】　　特に弁護人の立証は十分だったとか不十分だったとか，もう

少しこうしてほしかったとかいう，そういう印象はございませんか。

【7番】 もう，弁護人は随分一生懸命弁護していたと思います。

【司会者】 分かりました。

それでは，8番の方ですけれども，同じように動機が量刑に影響するのかどうかというところ辺りがポイントだったというふうに思いますが，その辺りの動機につながる事情の立証とかも含めて，何か分かりやすさとか分かりにくさとか，ございましたでしょうか。

【8番】 被告人の住んでいらっしゃった所の国勢事情というのが，余りよく分からなかったということが実際ですよ。何かというと，その確証につながるべきところ，それは言えない，これはちょっと公にはできないということがとっても多かったんですが，その辺は，もっとも弁護人さんの方でお調べいただくというのは，多分無理じゃないかなと私も思いました。実際，その国に行って，いろんなことを目で見て聞いて，判断すべきじゃないかなと思いましたが，そこはもう考慮に入れられないと思いましたが。

【司会者】 その辺りを明らかにするのに，ちょっと限度があるのはしょうがないということを前提に，ということでしょうかね。

【8番】 はい。実情が本当，分かりませんのでね。

【司会者】 その上で，最終的にそういった動機の側面が，どれぐらい量刑というものに影響するのかどうかといった辺りの判断というのは，最後，終わってみて，いかがでしたでしょうかね。

【8番】 御本人がおっしゃるほど，この方に対する気持ちというのは私は見受けられませんでしたし，もっと自分でできることがあったのではないかという，そういう思いがありましたので，それはもう関係ないのではないかと私は判断しました。

【司会者】 で，そういう判断基準でいいんだらうと，判断を十分できたということでしょうかね。

【8番】 はい。多分他の方でも，そういう御意見もございました。

【司会者】 ありがとうございます。

それで，主にはもう何人かの方から，主に動機や経緯ということも含めた弁護人の方からの立証ということを中心にちょっと何点かお伺いしましたので，この段階でもし特に質問，弁護士さんの方からあるようであれば。

【弁護士岡山】 じゃあ，私の方からお聞きしたいと思うんですけども，これはもう自白事件に限るかと思うんですけども，検察官からもちろん求刑がある中で，弁護人からの求刑があったのかどうか，あった場合にはそれがいわゆる考慮を要することとなったのか，また，なかった場合にはあった方がよかったかどうか，そこら辺の感想を聞かせていただければと思います。

【司会者】 そうですね。これも，恐らく自白事件のところだけの問題だと思うんですが，どうでしょうか。弁護人の方から独自に弁護人から見たら刑はこれぐらいが相当だとか，その理由とか説明があったという御記憶はございますか。4番の方，7番の方，8番の方だと思いますけど。7番の方，どうですか。

【7番】 やっぱり，さっきもお話ししましたけど，もう事前に共犯者の刑が出てたので，やっぱりそれに見合ったのかどうか分からないけど，弁護人さんがそれぞれの刑の話をしたんですけども，それを言ってくれたから。

【司会者】 弁護人の方でこれぐらいの刑が相当だという意見を。

【7番】 そうですね。

【司会者】 理由が説明されて，それを考えた上で，結論が出されたということでしょうかね。

【7番】 そうですね。今回，やっぱり共犯者の刑がもう出てたんで，量刑というのは出しやすかったと。

【司会者】 そこは比較材料というか，まず一番直近の参考資料があったということなんですかね。

【7番】 量刑だけを取れば。

【司会者】 分かりました。

その他は特にないようですので、よろしいでしょうか。8番の方、何か伝えるべきことは特にないのですか。

【8番】 そうですね。検察の方からの求刑が12年だったんですね。あと、弁護士さんの方からは、多分5年か6年だったと思うんです。一応、結論が8年6か月ということで、ちょうど計算すると中間ですけども、検察はもちろん重い感じで求刑なさると思います。

私を感じたのは、弁護士さんの方で10年以下の求刑というのはこれはちょっとないのではないかと思ったんです。というのは、持ち込んだ量がとっても多かったんですよね。これ、ちょっと私はそんなに資料とか探さない方なんですけど、ざっと見ただけでも1.8キロというのはちょっと多いのではないかな。

【司会者】 よろしいでしょうかね。

それでは、残っている質問事項のうち、評議に関することは最初にいろいろと皆さんの御意見を伺ったので、あえて聞かなかったんですが、簡単で結構ですので、これは自白事件でも有罪、無罪の事件でもどちらでもということで順番にお伺いしますので、一応評議について何かよかった点、改善した方がいい点、もしございましたら、簡単にお願いたしたいんですが。1番の方から、いかがでしょうか。

【1番】 裁判員として初めて、当然初めてなんですけど、参加させていただいた当初は、やはりちょっとかなり緊張してました。当然、法的知識も何もない素人ですので、大丈夫なのかなという不安もあったんですけども、その裁判を進める中で、あるいは、裁判員の皆さんと裁判官の方々と話をする中で、やはり、話しやすい雰囲気を作っていただきましたし、決して気後れすることなく自分の意見を忌憚なく述べることができました。そういった

意味では、本当にそういった雰囲気作りをしていただいたその裁判官の方々に非常に感謝しております。それが非常に、助かったといいますか、自分の意見も全て言い尽くせました。

【司会者】 分かりました。

2番の方から、何か簡単にございますでしょうか。悪かった点も遠慮なくおっしゃっていただいて結構です。

【2番】 裁判員になる方は、周りの雰囲気にできれば流されないようにというか、何かそっちの方にこう寄っちゃうんでね。そういう雰囲気、感じます。

【司会者】 評議の進め方とかそれ自体は、特に問題ないということによるしいでしょうか。

【2番】 はい。

【司会者】 3番の方から、何か評議に関してございますでしょうか。

【3番】 評議では、裁判官の方々から親切に分らないことを教えていただいて、スムーズに進んでとてもよかったですと思います。

ちょっと疑問が一つあったんですけど、量刑についてなんですけど、私の担当させていただいた被告は最後まで否認だったんですけど、情状酌量ということが話題になりまして、そのときの情状酌量の中に、59歳で年齢が高いということ、自分自身の健康状態がよくないということ、あと、国に年を取った母親がいるということで、その3つが情状酌量の対象になったというふうに裁判官の方からも出ましたし、私たちもそれを感じたんですけど、私の担当させていただいたのはスロバキアの方でしたが、果たして本当に、それは本人がおっしゃってるだけなのではと。日本の裁判関係の方がその国で調査して、そういうことはできないんじゃないかなと思ったものですから。

例えば、量刑を短くしてほしいために虚偽の申告をしたかもしれないじゃないかというようなことや、どんなふうに解釈したらいいんだろうかという

ふうなことで、自分の体の調子が悪いとかということも本人の申告しているだけなんじゃないかしらということも、ちょっと思いました。

【司会者】 それは、そんなことについていろいろ評議が行われたということでしょうかね。

【3番】 はい。

【司会者】 分かりました。

続きまして、4番の方、これは最終的に自白事件ということでしたので、特にどうでしょう、量刑に関する説明がしっかり理解できて十分判断、評議で話合いができたかどうか、その辺りいかがでしたでしょうか。

【4番】 今回、海外の方ということで、被告人が国に戻って受けることができる罪を全うすることができるかどうかとか、そういうちょっとした疑問もすぐにその場で裁判官の方が調べに行ってくれて、その国との関係性を確認して、質問に対して答えをすぐ出していただいたりとかもしたので、すごく評議がしやすかったというか、よかったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、また評議ということで、5番の方からございますか。

【5番】 争点についてはだんだん固まってきて、量刑のときにはまとまらなくて、一晩考えてからということ、やはり、量刑については皆さんそれぞれ、優しい人もいるし厳しい人もいるので、量刑を決めるときに裁判官の、やはり、個人の犯した罪に対する刑と社会に与える影響、社会秩序をやはり守るためにはちゃんとしないといけないという、そういうものをとらえて量刑を決める人と、個人だけを見て、個人の罪だけを見て量刑を決める人と、やはりちょっとその辺が分かれたというようなところがありましたんで、やはり、検察官も社会秩序を守るという、そういう意味を持って裁判所で判断を下すというものも必要ではないかというようなことがありますので、ある程度は最終的にはまとまったと。

この場合に、こういう事案の場合にどういう刑が出てくるかというような統計はないんですかということで、そういう統計も一応見せてもらって、単純には当てはめられないんですけども、こういう密輸した覚せい剤の量がこれぐらいで、あと、情状酌量をする余地があるのかどうかとか、一つ一つ、社会に与える影響やいろんなものをトータル的に考慮して量刑を最終的には決めるということで、皆さんで出したというようなことになります。

【司会者】 今ちょっと量刑データということで、グラフのようなものが示されたということでしたが、皆さん、全員、それは示された上で判断をしたということでしょうかね。

それでは、引き続きまして6番の方、特に評議に関して何か一言ございましたら。

【6番】 評議は裁判員、補充裁判員の方も本当に積極的に意見を出していただいて、あと、やはりその過去のデータとか、ホワイトボードなどで裁判官の方にいろいろ書いていただいて、順番を追ってとても分かりやすく、量刑も過去はこういうふうな、覚せい剤だと一番軽い方から上までというような数字で示していただいたので、とても分かりやすくて。

ただ、私の場合は遠いヨーロッパの方だったので、未決勾留とか、労役場留置とかというのも入っていて、私自身はそれも含めて考えてしまったんですけども、結局みんなの意見で量刑が決まったと思います。

やっぱりどうしても、何か遠くで父親が捕まってしまうと、早く国に帰ってあげたいというようなことになって、その未決勾留の数字も入れて量刑を考えたようなところがありました。

【司会者】 そんなとき、説明はあったんだけども、最後、どれぐらいそれを考慮するか、しないかというところが人によって分かれたということでしょうかね。

【6番】 ちょっと自分は甘かったのかなと。薬剤を持ち込んだその人に

対して、それを悪いんだというふうなところを決めてたのか、その人をもう反省させるための刑なのか分からないですけど、今感じているのは、その数字も含めて量刑を決めてしまったんじゃないかと。でも、ちゃんと裁判官の方々の意見もありましたので。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

それで、引き続き、評議の関係ではあるんですが、ちょっと時間の関係で、7番の方に特にお伺いしたいのが、検察官の方で覚せい剤の害悪とか重大性とか、7番の方はある程度以前からいろいろとお知りだったようなんですが、やっぱり法廷でいろいろと検察官が立証された重大性とか害悪とかがしっかり理解できて、それが量刑の評議に反映したかどうかという、その辺りの印象はいかがですか。

【7番】 それは十分なされたと思います。分かりやすかったです。

【司会者】 その結果、御自身が刑を決めるときのやはり一つの要素になったなというやっぱり印象ですか、そこは。

【7番】 そうですね。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

最後に、8番の方、評議についてということで、感想めいたことで結構ですので、一言お願いできますでしょうか。

【8番】 一応、裁判長なり裁判官の方がとても、その都度、その都度、いろんな資料を出してくださったんで、もう即座にみんなで話合いをして、意外と量刑については早く結論が出たと私は記憶しております。結構皆さん団結力があつたし、集中力というか、そういうのがあつたと思うので。

【司会者】 じゃあ、量刑を判断する上での前提事情とか判断の仕方とか、その辺りの説明も受けていただいたということで。

【8番】 とてもすばらしい説明がございましたので、よく分かりました。

【司会者】 じゃあ、最後にということで、これから裁判員になられる方

に対して何かお伝えしたいこととかございましたら、一言ずつお願いいたします。

では、1番の方、お願いいたします。

【1番】 冒頭の挨拶のときもちょっとお話ししましたけども、やはり最初はどうしても仕事のこととかもありますので、選ばれたときはちょっと大変だなというふうには思いました。でも、いざ参加させていただいて、最終的には、やはりいい経験をさせていただいたと思っております。

なので、選ばれた方には、できるだけ周りの事情とかもいろいろあるとは思いますが、ぜひ積極的に参加していただきたいなと思っております。以前は、会社の人たちにもよく、終わったときはどうだったって聞かれたんですけど、当然いい経験をさせてもらったんで、選ばれたらぜひ積極的に参加しなさいということは、会社のメンバーにも話はしております。

【司会者】 ありがとうございます。

2番の方、何か一言ございましたら。

【2番】 裁判員に選ばれたということで不安になる方もいらっしゃるんですけども、とにかく前向きに積極的に取り組んでいただければと。本当にいい経験をさせていただいたという、それだけでございます。

【司会者】 ありがとうございます。

3番の方、いかがでしょうか。

【3番】 私も大変貴重な経験をさせていただきました。何も分からない家庭の主婦である者が、裁判というのに参加させていただいて、最後の頃は多少なりとも、どのように行われるかということも分かりました。

そして、何も関係のない外国人の罪を犯した人に対して、日本の国が、多分、国選弁護士だと思っておりますけど、弁護士を付けて、そして、公正に裁判に時間を掛けて費用を掛けてされるという、日本はすばらしい法治国であるということを知りましたので、もしそういう裁判員の通知が来たら、ぜひ受

けるようにと、皆さんに申し上げたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

4番の方は、先ほどお仕事の話などもされておりましたが、その点も含めて、いかがでしょうか、これらなれる方という意味では。

【4番】 社会の出来事がすごい人ごとになってしまいがちですけども、今回のことを通して、何か物事に対しての見方というのが変わったと思うので、すごくいい経験になったと思いますし、また、本当に今そうなる前から、意外と会社でそういう制度があったりとかもして、いろんなことが、結構、社会でも理解されつつあると思うので、皆さんいい経験になると思いますので、やってみていただきたいなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

5番の方、何か一言頂けますでしょうか。

【5番】 会社の方は、裁判员休暇というのがありまして、積極的に裁判员をやりなさいというふうに奨励しているということですので、特に問題はなかったんですけども、あとは、やっぱりお忙しいですとか、また、裁判長や弁護士さんも、裁判员制度が始まったおかげでいろんな資料を準備したりとか、それでなくても忙しいのに、もうこんなのなければもっと仕事に専念できたのになとか、多分そういうのもあるんじゃないかと思うんですけども、やはりかなりの理想をお持ちで、社会に貢献されているこういう立派な方々と一緒に仕事ができるという貴重な経験ですので、自分ももっと若いときにこういう経験をさせてもらえればよかった、というふうに思いましたので、ぜひ若い人もお年寄りの方もこういう方々と一緒にこういう場に立って、ぜひ参加してほしいと思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、6番の方、何か一言ございますでしょうか。

【6番】 私はパートもしてまして、12日間、裁判员としてやって、そ

の間，9日間出廷して連休も挟んでたんですけども，やはり仕事を持たれる方が多かったので，連休のときは皆さん会社も協力的と言ってて，私も含めて，そういう休みの日に仕事をしに行くということをしてたんですね。で，緊張の中でずっとやっていて，そしてその上，ちょっとやっぱり子供の方も途中から具合が悪くなって学校も休むようになったので，主人の協力も必要になって，その12日間は，ちょっともうへとへとになったんですけども。

でも，いろいろ資料をそろえてくれて，分かりやすく説明してくれて，裁判官の方，検察官の方，弁護士の方，本当にこの分からない人のために一生懸命資料をそろえてくれたので，こちらも真剣に，本当に被告人に対して真剣にみんなが話し合っただけで，本当にすごい貴重な時間だったので，もし主人とか子供が大きくなって裁判員になったときは，多分緊張するでしょうけども意見が言えるように，そういうフォローというか，やっぱり私もちょっとだんだん家の中で切れ始めちゃったんですけども，そういうことにならないように，そういう面でも協力して行って，周りの近所の方がそうなったとしても，近所の方にもやっぱりちょっと協力が必要だったんで，裁判員になったんでということがあったら，そういう協力とかもしていきたいなとは思いました。

【司会者】 比較的長めの裁判でしたから，その辺も大変だったんですね。御苦労さまでした。

では，7番の方，お願いいたします。

【7番】 選任された瞬間は，身が引き締まる思いがしまして，緊張感もありましたけど，別室に移ってからは，裁判長，裁判官，並びに，職員の方々がそれぞれ丁寧に親切に対応していただいたので，心配とか不安は無用でした。

しかし，ちょっと話はちょっと戻りますけれども，やっぱり量刑の段階のときに，裁判長とか裁判官の意見が分かれたんですね。やっぱりそういうこ

とがあるということは、やっぱり一般の方が入る必要があると思います。

【司会者】　　そういう意味では、これからなられる方もどんどん積極的にやっていただきたいということですかね。

【7番】　　そうですね。

【司会者】　　分かりました。

最後に、8番の方、今後裁判員になられる方ということで何かございましたら、お願いいたします。

【8番】　　そうですね、とても自分にとってはいい経験になりますし、いい勉強の場所でもございましたので、ぜひとも皆さんに一度はやっていただきたいことだと思います。自分にとっても、本当にいい勉強をさせていただいたとともに、人生でも絶対に遭遇することのないような方にも会えましたので、まして、覚せい剤なんて初めて目にしましたので、びっくりいたしましたけども、もうそれだけでも自分のいい教育になったと思います。すくむことなく、やっていただきたいと思います。

【司会者】　　ありがとうございます。

本日は、非常に活発でいい御意見を伺えたなと思っておりまして、普通に評議で話しているだけではなかなかちょっと感じられなかったこととか、お話しづらかったことも聞けたのかなというふうに思っております。

私たちもこれをいい経験にして、今後の裁判に活かしていきたいと思っております。

本日は、長時間にわたりお付き合いいただき、まことにありがとうございます。これで意見交換会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

以 上